

厚生労働省発雇児0615第5号
平成29年6月15日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長
市区町村長

厚生労働事務次官
(公印省略)

次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について

標記については、平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号本職通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成29年4月1日から適用することとされたので通知する。

改 正 後				現 行			
別紙 次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱				別紙 次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱			
(通則)				(通則)			
1 (略)				1 (略)			
(交付の目的)				(交付の目的)			
2 (略)				2 (略)			
(交付の対象)				(交付の対象)			
3 この交付金は、次世代育成支援対策を推進するために都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。交付要綱4の表の大分類に定める市区町村子ども家庭総合支援拠点については一部事務組合を含む。以下同じ。)が策定する都道府県整備計画、市町村整備計画又は防犯対策強化整備計画(以下「整備計画」という。)に基づいて実施される児童福祉施設等に関する施設整備事業に交付する。				3 この交付金は、次世代育成支援対策を推進するために都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。)が策定する都道府県整備計画又は市町村整備計画(以下「整備計画」という。)に基づいて実施される児童福祉施設等に関する施設整備事業に交付する。			
(定 義)				(定 義)			
4 (略)				4 (略)			
区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類	区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1)児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に基づく児童福祉施設(児童厚生施設については、平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知の別	児童福祉施設	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 児童厚生施設 児童養護施設 <u>児童心理治療施設</u> 児童自立支援施設 児童家庭支援セン	第一種助産施設 第二種助産施設	(1)児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に基づく児童福祉施設(児童厚生施設については、平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知の別	児童福祉施設	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 児童厚生施設 児童養護施設 <u>情緒障害児短期治療施設</u> 児童自立支援施設	第一種助産施設 第二種助産施設

<p>紙「児童館の設置運営要綱」の第2から第4に定める小型児童館、児童センター(大型児童センターを含む。)及び大型児童館(「C型児童館」を除く。)とする。)、同法第12条の4に基づく児童を一時保護する一時保護施設、同法第35条第10項に基づく職員養成施設、同法第6条の3第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、同条第6項に基づく地域子育て支援拠点事業所、同条第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第1号に基づく利用者支援事業所、平成11年1月7日</p>	<p>一時保護施設</p> <p>職員養成施設</p> <p>児童自立生活援助事業所</p> <p>地域子育て支援拠点事業所</p> <p>小規模住居型児童養育事業所</p> <p>利用者支援事業所</p> <p>子育て支援のための拠点施設</p>	<p>ター</p>		<p>紙「児童館の設置運営要綱」の第2から第4に定める小型児童館、児童センター(大型児童センターを含む。)及び大型児童館(「C型児童館」を除く。)とする。)、同法第12条の4に基づく児童を一時保護する一時保護施設、同法第35条第10項に基づく職員養成施設、同法第6条の3第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、同条第6項に基づく地域子育て支援拠点事業所、同条第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第1号に基づく利用者支援事業所、平成11年1月7日</p>	<p>一時保護施設</p> <p>職員養成施設</p> <p>児童自立生活援助事業所</p> <p>地域子育て支援拠点事業所</p> <p>小規模住居型児童養育事業所</p> <p>利用者支援事業所</p> <p>子育て支援のための拠点施設</p>	<p>児童家庭支援センター</p>	
---	--	-----------	--	---	--	-------------------	--

<p>児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設及び</p> <p><u>平成29年3月31日雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」に基づく拠点</u></p>	<p><u>市区町村子ども家庭総合支援拠点</u></p>			<p>児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設</p>	<p><u>(新規)</u></p>		
<p>(2) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(2) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><u>(3) (削除)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>			<p><u>(3)平成20年6月12日雇児発第0612006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童福祉施設等における応急仮設施設整備の交付金の取扱いについて」に基づく応急仮設施設</u></p>	<p><u>応急仮設施設</u></p>		
<p><u>(3)上記以外の施設</u></p>	<p>(略)</p>			<p><u>(4)上記以外の施設</u></p>	<p>(略)</p>		

<p>であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの</p>			
--	--	--	--

(注) 本交付要綱において、地域子育て支援拠点事業所とは、平成26年5月29日雇児発0529第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「地域子育て支援拠点事業の実施について」(以下「地域子育て支援拠点事業実施要綱」という。)に基づく地域子育て支援拠点事業を行う事業所をいう。なお、開所日数が週3日及び週4日の拠点事業所については、「地域子育て支援拠点事業実施要綱」の4の(2)の④に定める「地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組」を行う場合、又は4の(3)の④に定める「地域の子育て力を高める取組」を行う場合を対象とする。

5 3において「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種類	整備区分	整備内容
新設	(略)	(略)
修理	(略)	(略)
改造	(略)	(略)
拡張	(略)	(略)
整備	スプリンクラ一設備等整備	(略)
	老朽民間児童福祉施設整備	(略)

<p>であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの</p>			
--	--	--	--

(注) 児童福祉法第6条の3第6項に基づく地域子育て支援拠点事業所とは、開所日数が週3日及び週4日の拠点事業所については、平成26年5月29日雇児発0529第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「地域子育て支援拠点事業の実施について」の4の②のエに定める「地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組」を行う場合、又は4の③のエに定める「地域の子育て力を高める取組」を行う場合を対象とする。

5 3において「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種類	整備区分	整備内容
新設	(略)	(略)
修理	(略)	(略)
改造	(略)	(略)
拡張	(略)	(略)
整備	スプリンクラ一設備等整備	(略)
	老朽民間児童福祉施設整備	(略)

	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
	児童相談所一時保護施設における受入体制強化を図るための整備	(略)
	<u>防犯対策強化に係る整備</u>	<u>平成29年6月15日雇児発0615第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等における防犯対策強化に係る整備について」により整備をすること。</u>

	<u>応急仮設施設整備</u>	<u>(略)</u>
	児童相談所一時保護施設における受入体制強化を図るための整備	(略)
	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>

(事業の種類)

- 6 交付金の交付の対象となる施設整備事業の種類は、以下によるものとする。
- (1) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る事業（(4)に掲げる耐震化等整備事業を除く。）

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1) 児童福祉法に基づく施設等		
ア (略)	(略)	(略)
イ 児童相談所一時保護施設	児童福祉法第12条の4	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市（特別区を含む。）

(事業の種類)

- 6 交付金の交付の対象となる施設整備事業の種類は、以下によるものとする。
- (1) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る事業（(4)に掲げる事業を除く。）

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1) 児童福祉法に基づく施設等		
ア (略)	(略)	(略)
イ 児童相談所一時保護施設	児童福祉法第12条の4	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市

ウ～ク (略)		
ケ 市区町村子ども家庭総合支援拠点	平成29年3月31日雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」	指定都市、中核市、市町村若しくは一部事務組合
(2) (略)	(略)	(略)
(3) (削除)	(削除)	(削除)
(3) その他施設	(略)	(略)

(2) (1)の表①欄に定める施設について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を③欄に定める地方公共団体が買収する事業（以下「PFI事業」という。）。

(3) (略)

(4) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る耐震化等整備事業

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1)児童福祉法に基づく施設等 ア 児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護	(略)	(略)

ウ～ク (略)		
(新規)	(新規)	(新規)
(2) (略)	(略)	(略)
(3) 応急仮設施設	平成20年6月12日雇児発第0612006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童福祉施設等における応急仮設施設整備の交付金の取扱いについて」	本表中の施設の種類ごとに定められている設置者
(4) その他施設	(略)	(略)

(2) (1)の表①欄に定める施設について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第10条第1項の規定により整備した施設を③欄に定める地方公共団体が買収する事業（以下「PFI事業」という。）。

(3) (略)

(4) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る耐震化等整備事業

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1)児童福祉法に基づく施設等 ア 児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護	(略)	(略)

施設、 <u>児童心理治療施設</u> 、 <u>児童自立支援施設</u> に限る。)		
イ 児童相談所一時保護施設	児童福祉法第12条の4	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市 <u>(特別区を含む。)</u>
(2) (略)	(略)	(略)

施設、 <u>情緒障害児短期治療施設</u> 、 <u>児童自立支援施設</u> に限る。)		
イ 児童相談所一時保護施設	児童福祉法第12条の4	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市
(2) (略)	(略)	(略)

(5) 次の表の①欄に定める施設の種類のごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業（（6）に掲げる耐震化等整備事業を除く。）

①施設の種類の	②設置根拠等	③設置主体
(1)児童福祉法に基づく施設等		
ア 児童福祉施設	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、日本赤十字社（児童厚生施設を除く。）、公益社団法人、公益財団法人又は <u>都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人</u>
イ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の3第1項	
ウ 地域子育て支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第6項	
エ 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の3第8項	

(5) 次の表の①欄に定める施設の種類のごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業（（6）に掲げる事業を除く。）

①施設の種類の	②設置根拠等	③設置主体
(1)児童福祉法に基づく施設等		
ア 児童福祉施設	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、日本赤十字社（児童厚生施設を除く。）、公益社団法人又は公益財団法人
イ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の3第1項	
ウ 地域子育て支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第6項	
エ 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の3第8項	

オ 利用者支援事業所	子ども・子育て支援法第59条第1号	
(2) (略)	(略)	(略)
(3) (削除)	(削除)	(削除)
(3) その他の施設	(略)	(略)

オ 利用者支援事業所	子ども・子育て支援法第59条第1号	
(2) (略)	(略)	(略)
(3) 応急仮設施設	平成20年6月12日雇児発第0612006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童福祉施設等における応急仮設施設整備の交付金の取扱いについて」	本表中の施設の種類ごとに定められている設置者
(4) その他の施設	(略)	(略)

(注) 「都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人」とは、児童自立生活援助事業所にあつては児童福祉法第6条の3第1項、小規模住居型児童養育事業所にあつては同法第6条の3第8項に基づき事業を実施する都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人をいい、地域子育て支援拠点事業所にあつては同法第6条の3第6項、利用者支援事業所にあつては子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第1号に基づき事業を実施する市町村が認めた法人をいう。

(6) 次の表の①欄に定める施設の種類のごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る耐震化等整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業

①施設の種類の	②設置根拠等	③設置主体
(1) 児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に限る。)	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人

(6) 次の表の①欄に定める施設の種類のごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者(以下「社会福祉法人等」という。)が設置する施設に係る耐震化等整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業

①施設の種類の	②設置根拠等	③設置主体
(1) 児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設に限る。)	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人

(2) 婦人保護施設

売春防止法第36条

社会福祉法人

(交付金の対象除外)

7 交付金は、次に掲げる費用については対象としないものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 防犯対策強化に係る整備における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用

(5) その他施設整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

8 この交付金は、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村に対し、整備計画に記載された施設整備事業に要する経費に充てるため交付するものとし、その交付額は次により算出するものとする。

ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 6の(5)及び(6)の事業に係る交付額を算出する。

(2) 婦人保護施設

売春防止法第36条

社会福祉法人

(交付金の対象除外)

7 交付金は、次に掲げる費用については対象としないものとする。

(1)～(3) (略)

(4) その他施設整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

8 この交付金は、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村に対し、整備計画に記載された施設整備事業に要する経費に充てるため交付するものとし、その交付額は次により算出するものとする。

ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1 (児童厚生施設については3分の1)を乗じた額を算出する。

(ウ) (ア)により算出した額の6の(1)から(4)のすべての事業の合計額と、(イ)により算出した額の6の(1)から(4)のすべての事業の合計額とを比較して少ない方の額を選定し、交付額とする。

イ 6の(5)及び(6)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ (略)

(国の財政上の特別措置)

9 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める対象施設の種類の掲げられている施設の整備に係る交付金の交付額の算定にあつては、次により算定するものとする。

ただし、対象施設(児童厚生施設を除く。)が豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、別表2「交付基礎点数表」により算出された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算し、交付基礎額を算出するものとする。

(1) 次の表の①欄に掲げる「助産施設」「乳児院」及び「母子生活支援施設」の整備事業

ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) (略)

(ア)) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1(児童厚生施設については3分の1)を乗じた額を算出する。

(ウ) (ア)により算出した額の6の(5)及び(6)のすべての事業の合計額と、(イ)により算出した額の6の(5)及び(6)のすべての事業の合計額と、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が社会福祉施設等に対して補助した額の合計額を比較して少ない方の額を選定し、交付額とする。

ウ (略)

(国の財政上の特別措置)

9 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める対象施設の種類の掲げられている施設の整備に係る交付金の交付額の算定にあつては、次により算定するものとする。

ただし、対象施設(児童厚生施設を除く。)が豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、別表2「交付基礎点数表」中A地域基準点数を適用し、その定める方法により算出された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算し、交付基礎額を算出するものとする。

(1) 次の表の①欄に掲げる「助産施設」「乳児院」及び「母子生活支援施設」の整備事業

ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) (略)

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 6の(5)及び(6)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) (略)

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(2) 次の表の②及び③欄に掲げる「乳児院」及び「児童心理治療施設」の整備事業

ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) (略)

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2(助産施設、母子生活支援施設については4分の3)を乗じた額を算出する。

(ウ) (ア)により算出した額の6の(1)から(4)のすべての事業の合計額と、(イ)により算出した額の6の(1)から(4)のすべての事業の合計額とを比較して少ない方の額を選定し、交付額とする。

イ 6の(5)及び(6)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) (略)

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2(助産施設、母子生活支援施設については4分の3)を乗じた額を算出する。

(ウ) (ア)により算出した額の6の(5)及び(6)のすべての事業の合計額と、(イ)により算出した額の6の(5)及び(6)のすべての事業の合計額と、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が社会福祉施設等に対して補助した額の合計額を比較して少ない方の額を選定し、交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(2) 次の表の②及び③欄に掲げる「乳児院」及び「情緒障害児短期治療施設」の整備事業

ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) (略)

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総

事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 6の(5)及び(6)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) (略)

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(3) 次の表の④欄に掲げる「児童福祉施設等」の整備事業

ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) (略)

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に

事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じた額を算出する。

(ウ) (ア)により算出した額の6の(1)から(4)のすべての事業の合計額と、(イ)により算出した額の6の(1)から(4)のすべての事業の合計額とを比較して少ない方の額を選定し、交付額とする。

イ 6の(5)及び(6)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) (略)

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じた額を算出する。

(ウ) (ア)により算出した額の6の(5)及び(6)のすべての事業の合計額と、(イ)により算出した額の6の(5)及び(6)のすべての事業の合計額と、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が社会福祉施設等に対して補助した額の合計額を比較して少ない方の額を選定し、交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(3) 次の表の④欄に掲げる「児童福祉施設等」の整備事業

ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) (略)

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に

別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 6の(5)及び(6)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) (略)

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

3分の2を乗じた額を算出する。

(ウ) (ア)により算出した額の6の(1)から(4)のすべての事業の合計額と、(イ)により算出した額の6の(1)から(4)のすべての事業の合計額とを比較して少ない方の額を選定し、交付額とする。

イ 6の(5)及び(6)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) (略)

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じた額を算出する。

(ウ) (ア)により算出した額の6の(5)及び(6)のすべての事業の合計額と、(イ)により算出した額の6の(5)及び(6)のすべての事業の合計額と、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が社会福祉施設等に対して補助した額の合計額を比較して少ない方の額を選定し、交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

1 区 分	2 対象施設の種類
① (略)	(略)
② (略)	乳 児 院 児童心理治療施設
② (略)	乳 児 院 児童心理治療施設
④ (略)	児童福祉施設等（児童家庭 支援センター、職員養成施 設、その他施設を除く。）

(交付金の概算払)

10 (略)

(交付の条件)

11 (略)

(1) (略)

ア～キ (略)

ク 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙7の様式により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。

なお、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

ケ～ス (略)

(2) (略)

ア (略)

イ 都道府県、指定都市、中核市又は市町村は社会福祉法人等に対してこの交付金を財源の一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さな

1 区 分	2 対象施設の種類
① (略)	(略)
② (略)	乳 児 院 情緒障害児短期治療施設
③ (略)	乳 児 院 情緒障害児短期治療施設
④ (略)	児童福祉施設等（児童家庭 支援センター、職員養成施 設、 <u>応急仮設施設</u> 、その他 施設を除く。）

(交付金の概算払)

10 (略)

(交付の条件)

11 (略)

(1) (略)

ア～キ (略)

ク 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙7の様式により速やかに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。

なお、地方厚生（支）局長に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

ケ～ス (略)

(2) (略)

ア (略)

イ 都道府県、指定都市、中核市又は市町村は社会福祉法人等に対してこの交付金を財源の一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さな

ばならない。

(ア) (略)

(イ) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

(ウ) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(エ) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙7の様式に準じて速やかに、遅くとも補助事業の完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県、指定都市、中核市又は市町村に返還しなければならない。

なければならない。

(ア) (略)

(イ) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長の承認を受けないでこの交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

(ウ) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(エ) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙7の様式に準じて速やかに都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を都道府県、指定都市、中核市又は市町村に納付させることがある。

ウ (略)

エ (略)

オ (略)

(申請手続)

12 (略)

(変更申請手続)

13 (略)

(交付決定までの標準的期間)

14 (略)

(状況報告)

15 (略)

(実績報告)

16 (略)

(交付金の返還)

17 (略)

(その他)

18 (略)

ウ (略)

エ (略)

オ (略)

(申請手続)

12 (略)

(変更申請手続)

13 (略)

(交付決定までの標準的期間)

14 (略)

(状況報告)

15 (略)

(実績報告)

16 (略)

(交付金の返還)

17 (略)

(その他)

18 (略)

改 正 後

別表 1 - 1

算 定 基 準

(耐震化等整備事業を除く。)

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	<p>ア～カ (略)</p> <p>キ 積雪寒冷地域(寒冷地手当支給規則(昭和39年総理府令第33号)別表1に掲げる地域(国家公務員の寒冷地手当支給地域)とする。)に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあつては、1施設当たり<u>31,070点数</u>を基準とする。</p> <p>ただし、地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行</p>	(略)	別表 1 - 4 のとおり

現 行

別表 1 - 1

算 定 基 準

(耐震化等整備事業を除く。)

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費
施設整備	本体工事費	<p>ア～カ (略)</p> <p>キ 積雪寒冷地域(寒冷地手当支給規則(昭和39年総理府令第33号)別表1に掲げる地域(国家公務員の寒冷地手当支給地域)とする。)に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあつては、1施設当たり<u>30,170点数</u>を基準とする。</p> <p>ただし、地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)としては1施設当たり<u>40,230点数</u>を基準とする。</p>	(略)

	<p>う場合には1施設当たり41,430点数を基準とする。</p> <p>〈対象施設〉 婦人保護施設、児童養護施設、<u>児童心理治療施設</u>、児童自立支援施設</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ <u>1拠点当たり交付基礎点数を適用する場合</u> 別表2に掲げる1拠点当たり交付基礎点数を基準とする。</p>		
特殊付帯工事費	(略)	(略)	
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	(略)	(略)	

(注) (略)

	<p>〈対象施設〉 婦人保護施設、児童養護施設、<u>情緒障害児短期治療施設</u>、児童自立支援施設</p> <p>ク (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>		
特殊付帯工事費	(略)	(略)	
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	(略)	(略)	

(注) (略)

別表 1 - 2

算 定 基 準

(別表 1 - 1、別表 1 - 3、別表 3、別表 4 及び別表 5 に掲げる整備以外の事業)

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	(略) (1) (略) (2) 工事請負業者 2 社の見積りを比較して、低い方の見積り	(略)	別表 1 - 4 のとおり
	スプリンクラー設備等工事費(既存施設)	(略)	(略)	
	仮施設設備整備工事費	(略)	(略)	

別表 1 - 2

算 定 基 準

(別表 1 - 1、別表 3、別表 4 及び別表 5 に掲げる整備以外の事業)

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費
施設整備	本体工事費	(略) (1) (略) (2) 工事請負業者の見積り	(略)
	スプリンクラー設備等工事費(既存施設)	(略)	(略)
	仮施設設備整備工事費	(略)	(略)

別表 1 - 3

算 定 基 準

(防犯対策強化に係る整備)

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本體工 事費	<p>児童養護施設等における防犯対策強化に係る整備については、次の取り扱いとする。</p> <p>ア 門、フェンス等の外構の設置、修繕等 次のいずれかの低い方の価格を2,000(児童厚生施設については3,000)で除した点数を基準とする。</p> <p>(1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方の見積り</p> <p>※ただし、見積り額について、入所施設は1,000,000円未満、入所施設以外の施設は300,000円未満の場合は本事業の対象と</p>	<p>防犯対策強化に係る整備に必要な工事費又は工事請負費(7に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費</p>	別表1-4のとおり

別表 1 - 3

(新規)

	<p><u>しない。</u></p> <p><u>イ 非常通報装置等の設置次のいずれかの低い方の価格を2,000（児童厚生施設については3,000）で除した点数と900点を比較して、いずれか少ない方の点数を基準とする。</u></p> <p><u>（1）公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り</u></p> <p><u>（2）工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方</u> <u>の見積り</u></p> <p><u>※ただし、見積り額について、300,000円未満の場合は本事業の対象としない。</u></p>	<p><u>用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</u></p>		
--	--	--	--	--

別表 1 - 4

次世代育成支援対策施設整備交付金における施設整備事業の国、都道府県（本表において指定都市及び中核市含む。）、市町村、設置主体の負担割合

1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道府県	市町村
児童厚生施設（市町村が設置する場合）	1 / 3	[1 / 3]	[1 / 3]
児童厚生施設（都道府県が設置する場合）	1 / 3	[2 / 3]	[-]
児童厚生施設以外（市町村が設置する場合）	1 / 2	[-]	[1 / 2]
児童厚生施設以外（都道府県が設置する場合）	1 / 2	[1 / 2]	[-]

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道府県	市町村	設置主体
児童厚生施設 （市町村が設置主体に補助する場合）	1 / 3	[-]	[1 / 3]	[1 / 3]
児童厚生施設 （都道府県が設置主体に補助する場合）	1 / 3	[1 / 3]	[-]	[1 / 3]
児童厚生施設以外 （市町村が設置主体に補助する場合）	1 / 2	[-]	[1 / 4]	[1 / 4]
児童厚生施設以外 （都道府県が設置主体に補助する場合）	1 / 2	[1 / 4]	[-]	[1 / 4]

別表 1 - 4

（新規）

注 []内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

別表 1-4

交付要綱の9（国の財政上の特別措置）に基づく整備

① 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合

1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道府県	市町村
市町村が設置する場合 ・ 乳児院	2/3	[-]	[1/3]
都道府県が設置する場合 ・ 乳児院	2/3	[1/3]	[-]
市町村が設置する場合 ・ 助産施設 ・ 母子生活支援施設	3/4	[-]	[1/4]
都道府県が設置する場合 ・ 助産施設 ・ 母子生活支援施設	3/4	[1/4]	[-]

注 []内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道府県	市町村	設置主体
市町村が補助する場合 ・乳児院	2 / 3	[-]	[1 / 1 2]	[1 / 4]
都道府県が補助する場合 ・乳児院	2 / 3	[1 / 1 2]	[-]	[1 / 4]
市町村が補助する場合 ・助産施設 ・母子生活支援施設	3 / 4	[-]	[1 / 8]	[1 / 8]
都道府県が補助する場合 ・助産施設 ・母子生活支援施設	3 / 4	[1 / 8]	[-]	[1 / 8]

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

② 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）

1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道府県	市町村
市町村が設置する場合 ・乳児院	2 / 3	[-]	[1 / 3]

・児童心理治療施設			
都道府県が設置する場合 ・乳児院 ・児童心理治療施設	2 / 3	[1 / 3]	[-]

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道府県	市町村	設置主体
市町村が補助する場合 ・乳児院 ・児童心理治療施設	2 / 3	[-]	[1 / 1 2]	[1 / 4]
都道府県が補助する場合 ・乳児院 ・児童心理治療施設	2 / 3	[1 / 1 2]	[-]	[1 / 4]

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

③ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設を整備する場合

1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道府県	市町村
市町村が設置する場合 ・児童福祉施設等（児童家庭支援センター、職員養成施設、その他施設を除く）	2 / 3	[-]	[1 / 3]
※児童厚生施設の場合	※1 / 3	[※1 / 3]	[※1 / 3]
都道府県が設置する場合 ・児童福祉施設等（児童家庭支援センター、職員養成施設、その他施設を除く）	2 / 3	[1 / 3]	[-]

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道府県	市町村	設置主体
市町村が補助する場合 ・児童福祉施設等（児童家庭支援センター、職員養成施設、その他施設を除く）	2 / 3	[-]	[1 / 1 2]	[1 / 4]
都道府県が補助する場合 ・児童福祉施設等（児童家庭支援センター、職員養成施設、その他施設を除く）	2 / 3	[1 / 1 2]	[-]	[1 / 4]

注 [] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

改 正 後

別表 2

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	2,540
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,030
初度設備相当加算	1人当たり	51
助産施設本体	1人当たり	3,070
初度設備相当加算	1人当たり	338
乳児院本体	1人当たり	1,940
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	51
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	24
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	1,890
心理療教室整備加算	1施設当たり	15,730
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	540
初度設備相当加算	1人当たり	44
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	470
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場	1人当たり	670
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,030
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	7,010
初度設備相当加算	1世帯当たり	51
心理療教室整備加算	1施設当たり	15,730
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	3,860
初度設備相当加算	1世帯当たり	44
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場	1人当たり	670
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	960
初度設備相当加算	1人当たり	14
児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1施設当たり	12,872
初度設備相当加算	1施設当たり	1,019
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	2,728
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1施設当たり	9,859
初度設備相当加算	1施設当たり	1,019
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	2,728
児童センター (336.6㎡以上)	1施設当たり	19,391
初度設備相当加算	1施設当たり	1,019
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	2,728
大型児童センター (500㎡以上)	1施設当たり	25,871
初度設備相当加算	1施設当たり	1,844
移動型児童館用車両	1施設当たり	1,521

現 行

別表 2

交付基礎点数表

	単位	交付基礎点数表			
		A地域	B地域	C地域	D地域
		青森県・岩手県・福島県・ 東京都・富山県・山梨県・ 長野県・沖縄県	北海道・宮城県・秋田県・ 山形県・茨城県・福井県・ 山梨県・新潟県・石川県・岐阜県・ 静岡県・三重県・京都府・ 大阪府・奈良県・鳥取県・ 広島県・熊本県・鹿児島県	栃木県・群馬県・埼玉県・ 千葉県・東京都・神奈川県・ 滋賀県・長野県・和歌山県・ 鳥取県・岡山県・山口県・ 香川県・高知県・徳島県・ 長崎県・宮崎県	徳島県・愛媛県・福岡県・ 大分県
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	2,470	2,360	2,240	2,120
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	2,950	2,810	2,660	2,520
初度設備相当加算	1人当たり		50		
助産施設本体	1人当たり	2,990	2,850	2,700	2,560
初度設備相当加算	1人当たり		329		
乳児院本体	1人当たり	1,890	1,800	1,710	1,620
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり		50		
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり		24		
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	1,840	1,750	1,660	1,580
心理療教室整備加算	1施設当たり	15,280	14,550	13,820	13,090
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	530	510	480	450
初度設備相当加算	1人当たり		43		
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	460	430	410	390
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場	1人当たり	660	630	600	570
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	2,950	2,810	2,660	2,520
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	6,810	6,480	6,160	5,840
初度設備相当加算	1世帯当たり		50		
心理療教室整備加算	1施設当たり	15,280	14,550	13,820	13,090
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	3,750	3,570	3,390	3,210
初度設備相当加算	1世帯当たり		43		
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場	1人当たり	660	630	600	570
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	940	890	850	800
初度設備相当加算	1人当たり		14		
児童厚生施設本体					
小型児童館 (217.6㎡以上)	1施設当たり		12,498		
初度設備相当加算	1施設当たり		990		
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり		2,649		
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1施設当たり		9,572		
初度設備相当加算	1施設当たり		990		
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり		2,649		
児童センター (336.6㎡以上)	1施設当たり		18,827		
初度設備相当加算	1施設当たり		990		
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり		2,649		
大型児童センター (500㎡以上)	1施設当たり		25,118		
初度設備相当加算	1施設当たり		1,791		
移動型児童館用車両	1施設当たり		1,477		

児童養護施設本体	1人当たり	2,970
初度設備相当加算	1人当たり	51
小規模ク「ルーフ」ケア整備加算	1グループケア当たり	4,600
心理療教室整備加算	1施設当たり	15,730
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,090
初度設備相当加算	1人当たり	44
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	670
乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合	1人当たり	180
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,030
児童心理治療施設本体	1人当たり	3,510
初度設備相当加算	1人当たり	51
小規模ク「ルーフ」ケア整備加算	1グループケア当たり	4,250
心理療教室整備加算	1施設当たり	24,170
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,030
通所部門整備加算	1人当たり	1,470
初度設備相当加算	1人当たり	42
児童自立支援施設本体	1人当たり	4,170
初度設備相当加算	1人当たり	51
小規模ク「ルーフ」ケア整備加算	1グループケア当たり	4,900
心理療教室整備加算	1施設当たり	15,730
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,030
通所部門整備加算	1人当たり	1,470
初度設備相当加算	1人当たり	42
児童家庭支援センター本体	1施設当たり	9,550
職員養成施設本体	1人当たり	1,630
初度設備相当加算	1人当たり	51
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	4,220
初度設備相当加算	1人当たり	51
児童自立生活援助事業所	1人当たり	3,850
初度設備相当加算	1人当たり	51
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	7,810
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	7,810
利用者支援事業所	1施設当たり	7,810
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	7,810
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	2,540
初度設備相当加算	1世帯当たり	51
心理療教室整備加算	1施設当たり	15,730
保育室整備加算	1人当たり	670
学習室整備加算	1人当たり	670
婦人保護施設本体	1世帯当たり	2,990
初度設備相当加算	1世帯当たり	51
心理療教室整備加算	1施設当たり	15,730

- (注) 1 豪雪地域対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1(児童厚生施設については3分の1)以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策実施交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612009号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 A型児童館、B型児童館及びB型児童館でA型児童館と併設する場合は、厚生労働大臣が認めた交付基礎点数とする。
- 6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「**病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)**」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

児童養護施設本体	1人当たり	2,890	2,750	2,620	2,480
初度設備相当加算	1人当たり		50		
小規模ク「ルーフ」ケア整備加算	1グループケア当たり	4,470	4,260	4,040	3,830
心理療教室整備加算	1施設当たり	15,280	14,550	13,820	13,090
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,060	1,010	960	910
初度設備相当加算	1人当たり		43		
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	660	630	600	570
乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合	1人当たり	180	170	160	150
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	2,950	2,810	2,660	2,520
児童心理治療施設本体	1人当たり	3,410	3,240	3,080	2,920
初度設備相当加算	1人当たり		50		
小規模ク「ルーフ」ケア整備加算	1グループケア当たり	4,130	3,930	3,730	3,540
心理療教室整備加算	1施設当たり	23,470	22,360	21,240	20,120
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	2,950	2,810	2,660	2,520
通所部門整備加算	1人当たり	1,430	1,360	1,300	1,230
初度設備相当加算	1人当たり		41		
児童自立支援施設本体	1人当たり	4,050	3,860	3,670	3,470
初度設備相当加算	1人当たり		50		
小規模ク「ルーフ」ケア整備加算	1グループケア当たり	4,760	4,530	4,310	4,080
心理療教室整備加算	1施設当たり	15,280	14,550	13,820	13,090
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	2,950	2,810	2,660	2,520
通所部門整備加算	1人当たり	1,430	1,360	1,300	1,230
初度設備相当加算	1人当たり		41		
児童家庭支援センター本体	1施設当たり	9,280	8,840	8,390	7,950
職員養成施設本体	1人当たり	1,590	1,520	1,440	1,370
初度設備相当加算	1人当たり		50		
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	4,100	3,910	3,710	3,520
初度設備相当加算	1人当たり		50		
児童自立生活援助事業所	1人当たり	3,740	3,560	3,380	3,210
初度設備相当加算	1人当たり		50		
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	7,590	7,230	6,870	6,510
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	7,590	7,230	6,870	6,510
利用者支援事業所	1施設当たり	7,590	7,230	6,870	6,510
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	2,470	2,360	2,240	2,120
初度設備相当加算	1世帯当たり		50		
心理療教室整備加算	1施設当たり	15,280	14,550	13,820	13,090
保育室整備加算	1人当たり	660	630	600	570
学習室整備加算	1人当たり	660	630	600	570
婦人保護施設本体	1世帯当たり	3,880	3,690	3,510	3,320
初度設備相当加算	1世帯当たり		50		
心理療教室整備加算	1施設当たり	15,280	14,550	13,820	13,090

- (注) 1 豪雪地域対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、**A地域基準点数**を適用し、**△**に子の定める方法により算定された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1(児童厚生施設については3分の1)以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策実施交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612009号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 A型児童館、B型児童館及びB型児童館でA型児童館と併設する場合は、厚生労働大臣が認めた交付基礎点数とする。
- 6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「**保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)**」に基づき、**病児・病後児保育事業の2つ**病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

	単 位	交付基礎点数(沖縄県)
助 産 施 設 本 体	1人当たり	4,620
初度設備相当加算	1人当たり	525
乳 児 院 本 体	1人当たり	2,600
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	72
初度設備相当加算(30人を超える部 分)	1人当たり	35
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当 たり	2,530
心 理 療 法 室 整 備 加 算	1施設当たり	20,980
子育て短期支援事業のための居室等 整 備 加 算	1人当たり	730
初度設備相当加算	1人当たり	62
年齢延長児を受け入れるための居室等 整 備 加 算	1人当たり	620
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整 備 す る 場 合	1人当たり	900
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,040
母 子 生 活 支 援 施 設 本 体	1世帯当たり	10,520
初 度 設 備 相 当 加 算	1世帯当たり	80
心 理 療 法 室 整 備 加 算	1施設当たり	23,600
子育て短期支援事業のための居室等 整 備 加 算	1世帯当たり	5,790
初度設備相当加算	1世帯当たり	71
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整 備 す る 場 合	1人当たり	1,010
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,450
初度設備相当加算	1人当たり	22

- (注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 3 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 4 乳児院及び母子生活支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 5 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

	単 位	沖縄県
助 産 施 設 本 体	1人当たり	4,490
初度設備相当加算	1人当たり	510
乳 児 院 本 体	1人当たり	2,530
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	70
初度設備相当加算(30人を超える部 分)	1人当たり	34
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当 たり	2,460
心 理 療 法 室 整 備 加 算	1施設当たり	20,370
子育て短期支援事業のための居室等 整 備 加 算	1人当たり	710
初度設備相当加算	1人当たり	61
年齢延長児を受け入れるための居室等 整 備 加 算	1人当たり	610
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整 備 す る 場 合	1人当たり	980
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,930
母 子 生 活 支 援 施 設 本 体	1世帯当たり	10,220
初 度 設 備 相 当 加 算	1世帯当たり	78
心 理 療 法 室 整 備 加 算	1施設当たり	22,920
子育て短期支援事業のための居室等 整 備 加 算	1世帯当たり	5,630
初度設備相当加算	1世帯当たり	69
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整 備 す る 場 合	1人当たり	980
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,410
初度設備相当加算	1人当たり	22

- (注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 3 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 4 乳児院及び母子生活支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 5 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策推進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造の改築として行う場合)として行う場合)

	単位	交付基礎点数
乳 児 院 本 体	1人当たり	2,630
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	69
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	33
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	2,560
心理療教室整備加算	1施設当たり	21,290
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	740
初度設備相当加算	1人当たり	60
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	630
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	920
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,100
児 童 心 理 治 療 施 設 本 体	1人当たり	4,740
初 度 設 備 相 当 加 算	1人当たり	69
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	5,740
心理療教室整備加算	1施設当たり	32,710
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,100
通所部門整備加算	1人当たり	1,990
初度設備相当加算	1人当たり	57

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 5 乳児院、児童心理治療施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造の改築として行う場合)として行う場合)

	単位	A地域				B地域				C地域				D地域			
		青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県				北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県				栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・鳥取県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県				徳島県・愛媛県・福岡県・大分県			
乳 児 院 本 体	1人当たり	2,560				2,440				2,320				2,200			
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	67															
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	33															
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	2,490				2,370				2,250				2,140			
心理療教室整備加算	1施設当たり	20,670				19,680				18,700				17,720			
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	720				690				650				620			
初度設備相当加算	1人当たり	59															
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	620				590				560				530			
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	900				850				810				770			
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,990				3,800				3,610				3,420			
情 緒 障 害 児 短 期 治 療 施 設 本 体	1人当たり	4,610				4,390				4,170				3,950			
初 度 設 備 相 当 加 算	1人当たり	67															
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	5,580				5,320				5,050				4,790			
心理療教室整備加算	1施設当たり	31,760				30,250				28,740				27,220			
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,990				3,800				3,610				3,420			
通所部門整備加算	1人当たり	1,940				1,850				1,760				1,660			
初度設備相当加算	1人当たり	56															

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、A地域基準点数を適用し、さらにその定める方法により算定された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 5 乳児院、情緒障害児短期治療施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合)

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	3,360
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,000
初度設備相当加算	1人当たり	67
助産施設本体	1人当たり	4,060
初度設備相当加算	1人当たり	447
乳児院本体	1人当たり	2,570
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	67
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	32
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	2,500
心理療法室整備加算	1施設当たり	20,770
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	720
初度設備相当加算	1人当たり	59
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	610
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	890
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,000
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	9,250
初度設備相当加算	1世帯当たり	67
心理療法室整備加算	1施設当たり	20,770
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	5,090
初度設備相当加算	1世帯当たり	59
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	890
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,270
初度設備相当加算	1人当たり	18
児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1施設当たり	16,991
初度設備相当加算	1施設当たり	1,346
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3,600
小型児童館 都市部等用地取得が困難と認められる場合 (163.2㎡以上)	1施設当たり	13,014
初度設備相当加算	1施設当たり	1,346
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3,600
児童センター (336.6㎡以上)	1施設当たり	25,597
初度設備相当加算	1施設当たり	1,346
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3,600
大型児童センター (500㎡以上)	1施設当たり	34,150
初度設備相当加算	1施設当たり	2,434
移動型児童館用車両	1施設当たり	2,008

■交付基礎点数表(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合)

	単位	A地域 東京都	B地域 神奈川県・静岡県・三重県・鹿児島県	C地域 千葉県・愛知県・兵庫県・和歌山県・高知県・宮崎県	D地域 徳島県・愛媛県・大分県
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	3,270	3,110	2,960	2,800
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,890	3,700	3,520	3,330
初度設備相当加算	1人当たり			66	
助産施設本体	1人当たり	3,950	3,760	3,570	3,380
初度設備相当加算	1人当たり			434	
乳児院本体	1人当たり	2,500	2,380	2,260	2,140
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり			66	
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり			32	
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	2,430	2,320	2,200	2,080
心理療法室整備加算	1施設当たり	20,170	19,210	18,240	17,280
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	700	670	640	600
初度設備相当加算	1人当たり			58	
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	600	580	550	520
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	870	830	790	750
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,890	3,700	3,520	3,330
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	8,990	8,560	8,130	7,700
初度設備相当加算	1世帯当たり			66	
心理療法室整備加算	1施設当たり	20,170	19,210	18,240	17,280
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	4,950	4,720	4,480	4,240
初度設備相当加算	1世帯当たり			58	
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	870	830	790	750
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,240	1,180	1,120	1,060
初度設備相当加算	1人当たり			18	
児童厚生施設本体					
小型児童館 (217.6㎡以上)	1施設当たり				16,497
初度設備相当加算	1施設当たり				1,307
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり				3,496
小型児童館 都市部等用地取得が困難と認められる場合 (163.2㎡以上)	1施設当たり				12,635
初度設備相当加算	1施設当たり				1,307
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり				3,496
児童センター (336.6㎡以上)	1施設当たり				24,852
初度設備相当加算	1施設当たり				1,307
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり				3,496
大型児童センター (500㎡以上)	1施設当たり				29,156
初度設備相当加算	1施設当たり				2,364
移動型児童館用車両	1施設当たり				1,950

児童養護施設本体	1人当たり	3,930
初度設備相当加算	1人当たり	67
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	6,070
心理療教室整備加算	1施設当たり	20,770
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,440
初度設備相当加算	1人当たり	59
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	890
乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合	1人当たり	240
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,000
児童心理治療施設本体	1人当たり	4,630
初度設備相当加算	1人当たり	67
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	5,610
心理療教室整備加算	1施設当たり	31,910
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,000
通所部門整備加算	1人当たり	1,940
初度設備相当加算	1人当たり	56
児童自立支援施設本体	1人当たり	5,510
初度設備相当加算	1人当たり	67
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	6,460
心理療教室整備加算	1施設当たり	20,770
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,000
通所部門整備加算	1人当たり	1,940
初度設備相当加算	1人当たり	56
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	5,580
初度設備相当加算	1人当たり	67
児童自立生活援助事業所	1人当たり	5,080
初度設備相当加算	1人当たり	67
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	10,320
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	10,320
利用者支援事業所	1施設当たり	10,320
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	10,320
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	3,360
初度設備相当加算	1世帯当たり	67
心理療教室整備加算	1施設当たり	20,770
保育室整備加算	1人当たり	890
学習室整備加算	1人当たり	890
婦人保護施設本体	1世帯当たり	5,270
初度設備相当加算	1世帯当たり	67
心理療教室整備加算	1施設当たり	20,770

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下四捨五入)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1(児童厚生施設については3分の1)以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下四捨五入)
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 A型児童館、B型児童館及びB型児童館でA型児童館と併設する場合は、厚生労働大臣が認めた交付基礎点数とする。
- 6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児・病後児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

児童養護施設本体	1人当たり	3,820	3,640	3,460	3,270
初度設備相当加算	1人当たり		66		
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	5,900	5,620	5,340	5,060
心理療教室整備加算	1施設当たり	20,170	19,210	18,240	17,280
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,400	1,330	1,260	1,200
初度設備相当加算	1人当たり		58		
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	870	830	790	750
乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合	1人当たり	240	220	210	200
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,890	3,700	3,520	3,330
情緒障害児短期治療施設本体	1人当たり	4,500	4,280	4,070	3,860
初度設備相当加算	1人当たり		66		
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	5,450	5,190	4,930	4,670
心理療教室整備加算	1施設当たり	30,990	29,510	28,040	26,560
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,890	3,700	3,520	3,330
通所部門整備加算	1人当たり	1,890	1,800	1,710	1,620
初度設備相当加算	1人当たり		55		
児童自立支援施設本体	1人当たり	5,350	5,090	4,840	4,580
初度設備相当加算	1人当たり		66		
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	6,280	5,980	5,680	5,380
心理療教室整備加算	1施設当たり	20,170	19,210	18,240	17,280
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,890	3,700	3,520	3,330
通所部門整備加算	1人当たり	1,890	1,800	1,710	1,620
初度設備相当加算	1人当たり		55		
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	5,420	5,160	4,900	4,650
初度設備相当加算	1人当たり		66		
児童自立生活援助事業所	1人当たり	4,940	4,700	4,470	4,230
初度設備相当加算	1人当たり		66		
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	10,020	9,550	9,070	8,590
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	10,020	9,550	9,070	8,590
利用者支援事業所	1施設当たり	10,020	9,550	9,070	8,590
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	3,270	3,110	2,960	2,800
初度設備相当加算	1世帯当たり		66		
心理療教室整備加算	1施設当たり	20,170	19,210	18,240	17,280
保育室整備加算	1人当たり	870	830	790	750
学習室整備加算	1人当たり	870	830	790	750
婦人保護施設本体	1世帯当たり	5,120	4,880	4,630	4,390
初度設備相当加算	1世帯当たり		66		
心理療教室整備加算	1施設当たり	20,170	19,210	18,240	17,280

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、A地域基礎点数を適用し、さらにその定める方法により算定された点数を加算して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下四捨五入)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1(児童厚生施設については3分の1)以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下四捨五入)
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 A型児童館、B型児童館及びB型児童館でA型児童館と併設する場合は、厚生労働大臣が認めた交付基礎点数とする。
- 6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策推進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■解体撤去交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖繩振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	99	-	-	131
助産施設	1人当たり	160	241	-	212
乳児院	1人当たり	93	124	124	123
母子生活支援施設	1世帯当たり	341	512	-	451
児童厚生施設本体					
小型児童館	1施設当たり	680	-	-	898
児童センター	1施設当たり	1,024	-	-	1,352
大型児童センター	1施設当たり	1,368	-	-	1,806
児童養護施設	1人当たり	145	-	-	191
児童心理治療施設本体	1人当たり	166	-	222	220
児童自立支援施設	1人当たり	209	-	-	275
児童家庭支援センター	1施設当たり	485	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	88	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	364	-	-	481
児童自立生活援助事業所	1人当たり	325	-	-	429
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	445	-	-	588
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	445	-	-	588
利用者支援事業所	1施設当たり	445	-	-	588
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	445	-	-	588
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	93	-	-	123
婦人保護施設	1世帯当たり	196	-	-	259

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 3 A型児童館及びB型児童館については、厚生労働大臣が認めた交付基礎点数とする。

■解体撤去交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖繩振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	97	-	-	128
助産施設	1人当たり	156	234	-	206
乳児院	1人当たり	91	122	122	121
母子生活支援施設	1世帯当たり	332	498	-	438
児童厚生施設本体					
小型児童館	1施設当たり	661	-	-	872
児童センター	1施設当たり	995	-	-	1,313
大型児童センター	1施設当たり	1,329	-	-	1,755
児童養護施設	1人当たり	141	-	-	186
情緒障害児短期治療施設	1人当たり	162	-	216	214
児童自立支援施設	1人当たり	203	-	-	268
児童家庭支援センター	1施設当たり	471	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	86	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	354	-	-	468
児童自立生活援助事業所	1人当たり	316	-	-	418
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	433	-	-	571
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	433	-	-	571
利用者支援事業所	1施設当たり	433	-	-	571
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	91	-	-	121
婦人保護施設	1世帯当たり	191	-	-	252

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、上記点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨て)
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 3 A型児童館及びB型児童館については、厚生労働大臣が認めた交付基礎点数とする。

■仮施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖繩振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	
児童相談所一時保護施設	1人当たり		179	-	-	236
助産施設	1人当たり		300	451	-	397
乳児院	1人当たり		166	222	222	220
母子生活支援施設	1世帯当たり		619	928	-	817
児童厚生施設本体						
小型児童館	1施設当たり		1,015	-	-	1,340
児童センター	1施設当たり		1,529	-	-	2,019
大型児童センター	1施設当たり		2,042	-	-	2,696
児童養護施設	1人当たり		258	-	-	341
児童心理治療施設本体	1人当たり		312	-	416	411
児童自立支援施設	1人当たり		367	-	-	485
児童家庭支援センター	1施設当たり		863	-	-	-
職員養成施設	1人当たり		160	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり		1,517	-	-	2,002
児童自立生活援助事業所	1人当たり		1,347	-	-	1,778
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり		788	-	-	1,041
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり		788	-	-	1,041
利用者支援事業所	1施設当たり		788	-	-	1,041
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり		788	-	-	1,041
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり		177	-	-	233
婦人保護施設	1世帯当たり		357	-	-	471

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
- 3 A型児童館及びB型児童館については、厚生労働大臣が認めた交付基礎点数とする。

■仮施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖繩振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	
児童相談所一時保護施設	1人当たり		174	-	-	230
助産施設	1人当たり		292	438	-	385
乳児院	1人当たり		162	216	216	214
母子生活支援施設	1世帯当たり		601	902	-	794
児童厚生施設本体						
小型児童館	1施設当たり		986	-	-	1,301
児童センター	1施設当たり		1,485	-	-	1,961
大型児童センター	1施設当たり		1,983	-	-	2,618
児童養護施設	1人当たり		251	-	-	331
情緒障害児短期治療施設	1人当たり		303	-	404	400
児童自立支援施設	1人当たり		357	-	-	472
児童家庭支援センター	1施設当たり		838	-	-	-
職員養成施設	1人当たり		156	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり		1,473	-	-	1,945
児童自立生活援助事業所	1人当たり		1,308	-	-	1,726
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり		766	-	-	1,011
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり		766	-	-	1,011
利用者支援事業所	1施設当たり		766	-	-	1,011
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり		172	-	-	227
婦人保護施設	1世帯当たり		347	-	-	458

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、上記点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨て)
- 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
- 3 A型児童館及びB型児童館については、厚生労働大臣が認めた交付基礎点数とする。

■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表

	標準	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
婦人保護施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設	31,070	-
児童心理治療施設	-	41,430

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■地域交流スペース 交付基礎点数表

	地域交流スペース	防災拠点型
本体点数(子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業所及び市区町村子ども家庭総合支援拠点以外)	12,040	16,050
初度設備相当加算	655	1,711
本体点数(子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業所及び市区町村子ども家庭総合支援拠点)	5,440	

(注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 2 子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業書、利用者支援事業所及び市区町村子ども家庭総合支援拠点については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について」(平成20年6月12日雇児発第0612008号)の「I 地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」に準じて行うものとする。

■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数表

	余裕教室活用促進事業	
	(児童厚生施設以外を整備する場合)	(児童厚生施設を整備する場合)
本体点数	16,050	10,700
初度設備相当加算	2,856	1,903

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表

	標準	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
婦人保護施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設	30,170	-
情緒障害児短期治療施設	-	40,230

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■地域交流スペース 交付基礎点数表

	地域交流スペース	防災拠点型
本体点数(子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所及び利用者支援事業所以外)	11,690	15,590
初度設備相当加算	636	1,662
本体点数(子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所及び利用者支援事業所)	5,290	

(注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 2 子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業書及び利用者支援事業所については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について」(平成20年6月12日雇児発第0612008号)の「I 地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」に準じて行うものとする。

■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数表

	余裕教室活用促進事業	
	(児童厚生施設以外を整備する場合)	(児童厚生施設を整備する場合)
本体点数	15,590	10,390
初度設備相当加算	2,773	1,848

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表

スプリンクラー設備 (既存施設における整備事業)		
基準点数(1㎡当たり)	乳児院	9
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	1,545
	児童厚生施設及び乳児院以外	6
	児童厚生施設	4

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■屋内消火栓設備 交付基礎点数表

屋内消火栓設備 (既存施設における整備事業)		
基準点数	屋内消火栓設備	
	基本点数	2,505
	㎡当たり加算	1
	屋内消火栓設置数による加算	130
パッケージ型消火栓設備(1個あたり)		194

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 交付基礎点数表

基準点数(1施設あたり)	自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 (既存施設における整備事業)	100
--------------	---	-----

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■特殊附帯工事 交付基礎点数表

標準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合
標準 (児童厚生施設、子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業所、市区町村子ども家庭総合支援拠点以外)	7,720	-	-
児童厚生施設	5,130	-	6,780
子育て支援のための拠点施設	7,440	-	9,820
地域子育て支援拠点事業所	7,440	-	9,820
利用者支援事業所	7,440	-	9,820
市区町村子ども家庭総合支援拠点	7,440	-	9,820
乳児院	-	10,300	-
助産施設、母子生活支援施設	-	11,580	-
乳児院、児童心理治療施設	-	-	10,300
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設	-	-	10,190

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表

スプリンクラー設備 (既存施設における整備事業)		
基準点数(1㎡当たり)	乳児院	9
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	1,545
	児童厚生施設及び乳児院以外	6
	児童厚生施設	4

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■屋内消火栓設備 交付基礎点数表

屋内消火栓設備 (既存施設における整備事業)		
基準点数	屋内消火栓設備	
	基本点数	2,505
	㎡当たり加算	1
	屋内消火栓設置数による加算	130
パッケージ型消火栓設備(1個あたり)		194

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 交付基礎点数表

基準点数(1施設あたり)	自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 (既存施設における整備事業)	100
--------------	---	-----

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■特殊附帯工事 交付基礎点数表

標準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合
標準 (児童厚生施設、子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業所以外)	7,500	-	-
児童厚生施設	4,990	-	6,590
子育て支援のための拠点施設	7,230	-	9,550
地域子育て支援拠点事業所	7,230	-	9,550
利用者支援事業所	7,230	-	9,550
乳児院	-	10,000	-
助産施設、母子生活支援施設	-	11,250	-
乳児院、情緒障害児短期治療施設	-	-	10,000
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設	-	-	9,900

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

改正後					現行			
別表3 算定基準 (その他施設)					別表3 算定基準 (その他施設)			
1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合	1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
施設整備	本体工事費	次に掲げる点数とし、改築及び大規模修繕等の工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた点数とする。 厚生労働大臣が必要と認めた面積 鉄筋 厚生労働大臣が必要と認めた点数 ブロック 厚生労働大臣が必要と認めた点数 木造 厚生労働大臣が必要と認めた点数	施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	別表1-4のとおり	施設整備	本体工事費	次に掲げる点数とし、改築及び大規模修繕等の工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた点数とする。 厚生労働大臣が必要と認めた面積 鉄筋 厚生労働大臣が必要と認めた点数 ブロック 厚生労働大臣が必要と認めた点数 木造 厚生労働大臣が必要と認めた点数	施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費			解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表 4

算 定 基 準
(余裕教室活用促進事業)

1 区分	2 基準	3 対象経費	4 負担割合
施設整備	余裕教室を児童福祉施設等に改築する場合は、別表2に掲げる交付基礎点数 <u>16,050</u> 点（ただし、児童厚生施設については、 <u>10,700</u> 点）とする。なお、初度設備相当を併せて整備する場合は、 <u>2,856</u> 点（ただし、児童厚生施設については、 <u>1,903</u> 点）を加えたものとする。	(1) 余裕教室を社会福祉施設等に改築（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）するために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (2) 暖房設備工事費 暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (3) 冷房設備工事費 冷房設備に必要な工事費又は工事請負費 (4) 冷暖房設備工事費 冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (5) 浄化槽設備工事費 浄化槽設備に必要な工事費又は工事請負費	別表1-4のとおり

(注) (略)

別表 4

算 定 基 準
(余裕教室活用促進事業)

1 区分	2 基準	3 対象経費
施設整備	余裕教室を児童福祉施設等に改築する場合は、別表2に掲げる交付基礎点数 <u>15,590</u> 点（ただし、児童厚生施設については、 <u>10,390</u> 点）とする。なお、初度設備相当を併せて整備する場合は、 <u>2,773</u> 点（ただし、児童厚生施設については、 <u>1,848</u> 点）を加えたものとする。	(1) 余裕教室を社会福祉施設等に改築（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）するために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (2) 暖房設備工事費 暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (3) 冷房設備工事費 冷房設備に必要な工事費又は工事請負費 (4) 冷暖房設備工事費 冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (5) 浄化槽設備工事費 浄化槽設備に必要な工事費又は工事請負費

(注) (略)

別表 5

算 定 基 準
(耐震化等整備事業)
増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備

1 区分	2 種 目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	<p>ア 定員1人当たり交付基礎点数を適用する場合 (ア) 別表6に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (イ) 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画(以下「沖縄振興計画」という。)に基づく事業として行う場合には別表6に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (ウ) 地震防災対策強化地域における地震対策</p>	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(7に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等</p>	<p>別表1-4のとおり</p>

別表 5

算 定 基 準
(耐震化等整備事業)
増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備

1 区分	2 種 目	3 基準	4 対象経費
施設整備	本体工事費	<p>ア 定員1人当たり交付基礎点数を適用する場合 (ア) 別表6に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (イ) 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画(以下「沖縄振興計画」という。)に基づく事業として行う場合には別表6に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (ウ) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条に規定する地震対策緊急整</p>	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(7に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交</p>

		<p>緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画(以下「地震対策緊急整備事業計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表6に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>(エ) 地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画(以下、「地震防災緊急事業五箇年計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる</p>	<p>をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ)。</p>				<p>備事業計画(以下「地震対策緊急整備事業計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表6に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>(エ) 地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画(以下、「地震防災緊急事業五箇年計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表6に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>イ 1世帯当たり交付基礎点数を適用する場合</p> <p>(ア) 別表6に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員</p>	<p>付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ)。</p>
--	--	---	---	--	--	--	--	---

		<p>児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表 6 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>イ 1 世帯当たり交付基礎点数を適用する場合</p> <p>(ア) 別表 6 に掲げる 1 世帯当たり交付基礎点数に定員（世帯）を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>(イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表 6 に掲げる 1 世帯当たり交付基礎点数に定員（世帯）を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>ウ 一部改築</p> <p>平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612005 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対</p>					<p>（世帯）を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>(イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表 6 に掲げる 1 世帯当たり交付基礎点数に定員（世帯）を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>ウ 一部改築</p> <p>平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612005 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算出方法の取扱いについて」により算出されたものを基準とする。</p> <p>エ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記に定める方法により算定されたものに対して 0.08 を乗じて得たものを加算する。</p>	
--	--	--	--	--	--	--	---	--

		<p>策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算出方法の取扱いについて」により算出されたものを基準とする。</p> <p>エ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記に定める方法により算定されたものに対して0.08を乗じて得たものを加算する。</p>						
	解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	別表6に掲げる1単位当たり交付基礎点数を基準とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費					
						解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	別表6に掲げる1単位当たり交付基礎点数を基準とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
(注) (略)								

改 正 後

別表6 耐震化等整備事業

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	2,890
助産施設本体	1人当たり	4,330
乳児院本体	1人当たり	3,560
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	10,850
児童養護施設本体	1人当たり	4,450
児童心理治療施設本体	1人当たり	5,750
通所部門整備加算	1人当たり	1,990
児童自立支援施設本体	1人当たり	6,300
通所部門整備加算	1人当たり	1,990
婦人相談所一時保護施設本体	1世帯当たり	4,510
婦人保護施設本体	1世帯当たり	6,060

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

	単位	交付基礎点数(沖縄県)
助産施設本体	1人当たり	6,500
乳児院本体	1人当たり	4,750
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	16,290

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

現 行

別表6

交付基礎点数表

	単位	A地域	B地域	C地域	D地域
		青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県	北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県	栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県	徳島県・愛媛県・福岡県・大分県
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	2,810	2,670	2,540	2,400
助産施設本体	1人当たり	4,210	4,010	3,810	3,610
乳児院本体	1人当たり	3,460	3,300	3,130	2,970
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	10,540	10,040	9,540	9,040
児童養護施設本体	1人当たり	4,330	4,120	3,920	3,710
情緒障害児短期治療施設本体	1人当たり	5,590	5,320	5,050	4,790
通所部門整備加算	1人当たり	1,940	1,840	1,750	1,660
児童自立支援施設本体	1人当たり	6,120	5,830	5,540	5,250
通所部門整備加算	1人当たり	1,940	1,840	1,750	1,660
婦人相談所一時保護施設本体	1世帯当たり	4,380	4,170	3,970	3,760
婦人保護施設本体	1世帯当たり	5,890	5,610	5,330	5,040

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、A地域基準点数を適用し、さらにその定める方法により算定された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨て)
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

	単位	沖縄県
助産施設本体	1人当たり	6,320
乳児院本体	1人当たり	4,620
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	15,820

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造の改築として行う場合)として行う場合)

	単位	交付基礎点数
乳 児 院 本 体	1人当たり	4.750
児 童 心 理 治 療 施 設 本 体	1人当たり	7.670
通 所 部 門 整 備 加 算	1人当たり	2.650

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■解体撤去交付基礎点数表

	単位	標準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
児 童 相 談 所 一 時 保 護 施 設	1人当たり	129	-	-
助 産 施 設	1人当たり	212	318	-
乳 児 院	1人当たり	124	166	166
母 子 生 活 支 援 施 設	1世帯当たり	452	678	-
児 童 養 護 施 設	1人当たり	189	-	-
児 童 心 理 治 療 施 設	1人当たり	217	-	289
児 童 自 立 支 援 施 設	1人当たり	271	-	-
婦 人 相 談 所 一 時 保 護 施 設	1世帯当たり	124	-	-
婦 人 保 護 施 設	1世帯当たり	260	-	-

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造の改築として行う場合)として行う場合)

	単位	A地域	B地域	C地域	D地域
		青森県・岩手県・福島県・山形県・茨城県・神奈川 新潟県・石川県・岐阜 県・静岡県・三重県・京都 府・大阪府・奈良県・鳥取 県・広島県・熊本県・鹿児島 県	北海道・宮城県・秋田県・ 山形県・茨城県・神奈川 県・新潟県・石川県・岐阜 県・静岡県・三重県・京都 府・大阪府・奈良県・鳥取 県・広島県・熊本県・鹿児島 県	栃木県・群馬県・埼玉県・ 千葉県・福井県・愛知県・ 滋賀県・兵庫県・和歌山 県・島根県・岡山県・山口 県・香川県・高知県・佐賀 県・長崎県・宮崎県	徳島県・愛媛県・福岡県・ 大分県
乳 児 院 本 体	1人当たり	4.620	4.400	4.180	3.960
情 緒 障 害 児 短 期 治 療 施 設 本 体	1人当たり	7.450	7.090	6.740	6.380
通 所 部 門 整 備 加 算	1人当たり	2.580	2.460	2.340	2.210

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準点数を適用し、さらにその定める方法により算定された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨て)
- 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■解体撤去交付基礎点数表

	単位	標準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
児 童 相 談 所 一 時 保 護 施 設	1人当たり	126	-	-
助 産 施 設	1人当たり	206	309	-
乳 児 院	1人当たり	121	162	162
母 子 生 活 支 援 施 設	1世帯当たり	439	659	-
児 童 養 護 施 設	1人当たり	184	-	-
情 緒 障 害 児 短 期 治 療 施 設	1人当たり	211	-	282
児 童 自 立 支 援 施 設	1人当たり	264	-	-
婦 人 相 談 所 一 時 保 護 施 設	1世帯当たり	121	-	-
婦 人 保 護 施 設	1世帯当たり	253	-	-

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、上記点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨て)
- 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■仮施設整備工事費交付基礎点数表

	単位	標準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	232	-	-
助産施設	1人当たり	392	588	-
乳児院	1人当たり	217	289	289
母子生活支援施設	1世帯当たり	817	1,226	-
児童養護施設	1人当たり	342	-	-
児童心理治療施設	1人当たり	407	-	543
児童自立支援施設	1人当たり	485	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	227	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	467	-	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)

2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■仮施設整備工事費交付基礎点数表

	単位	標準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	226	-	-
助産施設	1人当たり	381	571	-
乳児院	1人当たり	211	282	282
母子生活支援施設	1世帯当たり	794	1,191	-
児童養護施設	1人当たり	333	-	-
情緒障害児短期治療施設	1人当たり	396	-	528
児童自立支援施設	1人当たり	471	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	221	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	454	-	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨て)

2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

改 正 後	現 行														
<p>別紙 1 様式 1-1</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日</p> <p>〇〇厚生（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 指定都市の長 中核市の長 印 市町村長</p> <p>平成 年度次世代育成支援対策施設整備交付金の交付申請について</p> <p>標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">1 申請額</td> <td>別紙のとおり（別紙1 様式1-2）</td> </tr> <tr> <td>2 整備計画概要</td> <td>別紙のとおり（別紙1 様式1-2）</td> </tr> <tr> <td>3 防犯対策強化計画書</td> <td>別紙のとおり（別紙1 様式1-3）</td> </tr> <tr> <td><u>4</u> 申請額算出内訳</td> <td>別紙のとおり（別紙1 様式1-<u>5</u>）</td> </tr> </table> <p>（添付書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村の歳入歳出予算書（見込書）抄本 <p>（注）前年度から繰越を行った事業については、「平成 年度」の後に「（平成 年度からの繰越分）」と明記すること。</p>	1 申請額	別紙のとおり（別紙1 様式1-2）	2 整備計画概要	別紙のとおり（別紙1 様式1-2）	3 防犯対策強化計画書	別紙のとおり（別紙1 様式1-3）	<u>4</u> 申請額算出内訳	別紙のとおり（別紙1 様式1- <u>5</u> ）	<p>別紙 1 様式 1-1</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日</p> <p>〇〇厚生（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 指定都市の長 中核市の長 印 市町村長</p> <p>平成 年度次世代育成支援対策施設整備交付金の交付申請について</p> <p>標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">1 申請額</td> <td>別紙のとおり（別紙1 様式1-2）</td> </tr> <tr> <td>2 整備計画概要</td> <td>別紙のとおり（別紙1 様式1-2）</td> </tr> <tr> <td><u>3</u> 申請額算出内訳</td> <td>別紙のとおり（別紙1 様式1-<u>5</u>）</td> </tr> </table> <p>（添付書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村の歳入歳出予算書（見込書）抄本 <p>（注）前年度から繰越を行った事業については、「平成 年度」の後に「（平成 年度からの繰越分）」と明記すること。</p>	1 申請額	別紙のとおり（別紙1 様式1-2）	2 整備計画概要	別紙のとおり（別紙1 様式1-2）	<u>3</u> 申請額算出内訳	別紙のとおり（別紙1 様式1- <u>5</u> ）
1 申請額	別紙のとおり（別紙1 様式1-2）														
2 整備計画概要	別紙のとおり（別紙1 様式1-2）														
3 防犯対策強化計画書	別紙のとおり（別紙1 様式1-3）														
<u>4</u> 申請額算出内訳	別紙のとおり（別紙1 様式1- <u>5</u> ）														
1 申請額	別紙のとおり（別紙1 様式1-2）														
2 整備計画概要	別紙のとおり（別紙1 様式1-2）														
<u>3</u> 申請額算出内訳	別紙のとおり（別紙1 様式1- <u>5</u> ）														

別紙1
様式 1-1 児童入所等施設(婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設を含む)を整備する場合

都道府県・市区町村名: _____
部(局)課名: _____ 部 _____ 課 _____
担当者: _____ 連絡先: _____

1 管内における施設種別ごとの定員、現員、入所率

施設種別	平成 年度 ※3年度前の年度			平成 年度 ※2年度前の年度			平成 年度 (月末現在) ※前年度			平成 年度 ※本年度		
	定員(暫定) A	現員 B	入所率 B/A	定員(暫定) A	現員 B	入所率 B/A	定員(暫定) A	現員 B	入所率 B/A	定員(暫定)	現員	入所率
	乳児院(※1)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
母子生活支援施設	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
児童養護施設(※1)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
児童心理治療施設(※1)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
児童自立支援施設(※1)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
婦人相談所一時保護施設	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
婦人保護施設	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

(注) 定員(暫定)、現員、入所率については、年間平均入所率を記入すること。ただし、前年度については、数値の確定していない月がある場合には、確定している範囲で記入すること。

2 里親委託率(1)の表(※1)の施設の整備を行う場合

平成 年度			平成 年度			平成 年度		

【里親委託率算出方法】
里親委託率(%) = (里親委託児童数 / 児童養護施設入所児童数 + 乳児院入所児童数 + 里親委託児童数) × 100
過去30年度分の里親委託率を記入すること。
なお、3年度前の年度、2年度前の年度については、3月末日現在、前年度については、数値の確定している範囲で記入すること。

3 その他の状況

	平成 年度	平成 年度	平成 年度	備考
人口(人)(※1)				
児童数(人)(※1)				
虐待相談件数(件)(※2)				
非行相談件数(件)(※2)				
母子家庭世帯数(世帯)(※1)(※3)				

(注) 過去30年度分の状況を記入すること。
※1 調査時点については、各年度とも同一月日とする。また、備考欄に調査時点(月日)を記入すること。
※2 3年度前の年度、2年度前の年度については、3月末現在の数値を記入すること。前年度については、見込を記入すること。
※3 婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設、母子生活支援施設を整備する場合に記入すること。

別紙1
様式1-2

平成 年度次世代育成支援対策施設整備交付金申請額内訳

設置主体	施設種別	設置者の対象経費の支出額	交付金その他の収入額	差引額	認定額	交付基準点数数表		暫定額	交付金	交付金					
						定員交付基準点数	基準点数								
自治体		A	B(≦A)	C	D(=A-C)	E	F	G	H(=E×G)点	I(=H×8%)点	J(=H+I)×1,000円	K	L	M	N
小計															
自治体以外															
小計															

(注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
(2) 交付金算定方法が交付要綱に示さない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額(対象経費のみ)の合計に1/2(児童厚生施設については1/3)を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て。)を記入すること。
(3) 算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事別し、小計を設けること。
(4) C欄には、移行特別積立金を含めること。
(5) E欄には、B欄の額とD欄の額を比較して少ないほうの額に1/2(児童厚生施設については1/3)を乗じた額を記入すること。
(6) E欄及びF欄～L欄の小計及び計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
(7) K欄は、E欄の額とL欄の額を比較して少ないほうの額を記入すること。

別紙1
様式 1-3 児童入所等施設(婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設を含む)を整備する場合

都道府県・市区町村名: _____
部(局)課名: _____ 部 _____ 課 _____
担当者: _____ 連絡先: _____

1 管内における施設種別ごとの定員、現員、入所率

施設種別	平成 年度 ※3年度前の年度			平成 年度 ※2年度前の年度			平成 年度 (月末現在) ※前年度			平成 年度 ※本年度		
	定員(暫定) A	現員 B	入所率 B/A	定員(暫定) A	現員 B	入所率 B/A	定員(暫定) A	現員 B	入所率 B/A	定員(暫定)	現員	入所率
	乳児院(※1)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
母子生活支援施設	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
児童養護施設(※1)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
児童心理治療施設(※1)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
児童自立支援施設(※1)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
婦人相談所一時保護施設	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
婦人保護施設	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

(注) 定員(暫定)、現員、入所率については、年間平均入所率を記入すること。ただし、前年度については、数値の確定していない月がある場合には、確定している範囲で記入すること。

2 里親委託率(1)の表(※1)の施設の整備を行う場合

平成 年度			平成 年度			平成 年度		

【里親委託率算出方法】
里親委託率(%) = (里親委託児童数 / 児童養護施設入所児童数 + 乳児院入所児童数 + 里親委託児童数) × 100
過去30年度分の里親委託率を記入すること。
なお、3年度前の年度、2年度前の年度については、3月末日現在、前年度については、数値の確定している範囲で記入すること。

3 その他の状況

	平成 年度	平成 年度	平成 年度	備考
人口(人)(※1)				
児童数(人)(※1)				
虐待相談件数(件)(※2)				
非行相談件数(件)(※2)				
母子家庭世帯数(世帯)(※1)(※3)				

(注) 過去30年度分の状況を記入すること。
※1 調査時点については、各年度とも同一月日とする。また、備考欄に調査時点(月日)を記入すること。
※2 3年度前の年度、2年度前の年度については、3月末現在の数値を記入すること。前年度については、見込を記入すること。
※3 婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設、母子生活支援施設を整備する場合に記入すること。

別紙1
様式1-4

平成 年度次世代育成支援対策施設整備交付金申請額内訳

設置主体	施設種別	設置者の対象経費の支出額	交付金その他の収入額	差引額	認定額	交付基準点数数表		暫定額	交付金	交付金					
						定員交付基準点数	基準点数								
自治体		A	B(≦A)	C	D(=A-C)	E	F	G	H(=E×G)点	I(=H×8%)点	J(=H+I)×1,000円	K	L	M	N
小計															
自治体以外															
小計															

(注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
(2) 交付金算定方法が交付要綱に示さない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額(対象経費のみ)の合計に1/2(児童厚生施設については1/3)を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て。)を記入すること。
(3) 算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事別し、小計を設けること。
(4) C欄には、移行特別積立金を含めること。
(5) E欄には、B欄の額とD欄の額を比較して少ないほうの額に1/2(児童厚生施設については1/3)を乗じた額を記入すること。
(6) L欄については、自治体の補助相当額(交付金前)の補助率がa%を上乗せすること。
(7) E欄及びF欄～L欄の小計及び計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
(8) K欄は、E欄の額とL欄の額を比較して少ないほうの額を記入すること。

別紙 2
様式 1-1

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長 印
市町村長

平成 年度次世代育成支援対策施設整備交付金の事業
実績報告について

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度次世代育
成支援対策施設整備交付金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて
報告する。

- | | |
|--|-------------------|
| 1 精 算 額 | 別紙のとおり（別紙2 様式1-2） |
| 2 整備計画実績の概要 | 別紙のとおり（別紙2 様式1-2） |
| 3 防犯対策強化計画実績の概要 | 別紙のとおり（別紙2 様式1-3） |
| 4 精算額算出内訳 | 別紙のとおり（別紙2 様式1-4） |
| 5 事業実績報告書 | 別紙のとおり（別紙2 様式1-5） |
| 6 都道府県、指定都市、中核市、市町村及び設置主体の歳入歳出決算書
（見込書）抄本 | |

（注）前年度から繰越を行った事業については、「平成 年度」の後に
「（平成 年度からの繰越分）」と明記すること。

別紙 2
様式 1-1

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長 印
市町村長

平成 年度次世代育成支援対策施設整備交付金の事業
実績報告について

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度次世代育
成支援対策施設整備交付金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて
報告する。

- | | |
|--|-------------------|
| 1 精 算 額 | 別紙のとおり（別紙2 様式1-2） |
| 2 整備計画実績の概要 | 別紙のとおり（別紙2 様式1-2） |
| 3 精算額算出内訳 | 別紙のとおり（別紙2 様式1-3） |
| 4 事業実績報告書 | 別紙のとおり（別紙2 様式1-4） |
| 5 都道府県、指定都市、中核市、市町村及び設置主体の歳入歳出決算書
（見込書）抄本 | |

（注）前年度から繰越を行った事業については、「平成 年度」の後に
「（平成 年度からの繰越分）」と明記すること。

別紙 2

様式 1 - 2 (略)

別紙 2

様式 1 - 3

防犯対策強化整備計画実績の概要

都道府県・市区町村名 _____

1. 防犯計画の概要

施設種別	施設名	設置主体	所在地	整備区分	対象経費の実支出額(実績額)	交付金精算額
合 計						

2. 防犯計画と実績との比較及び進捗状況

別紙 2

様式 1 - 2 (略)

(新規)

平成 年度次世代育成支援対策施設整備交付金精算額内訳

設置形態、自治体名

設置主体	施設種別	設置者の 総事業費 A	対象経費の 支出額 B(≦A)	交付金 C	その他 収入額等 D(≧A-C)	差引額 E	交付金 標準額 F	交付金 基準点 G	施設 標準点 H(=F×G)	地域 加算 率 I(=H×8%)	算定額 J(=H+I)× 1,000	交付金 所要額 K	交付金 決定額 L	交付金 交付額 M	交付金 交付額 N	差引額 △不足額 Q(=N-L)	超過額 R(=Q-M)	
																		自治体
	小計																	
自治体以外																		
	小計																	

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
 (2) 交付金算定方法が交付要綱8に示さない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額(対象経費のみ)の合計に1/2(児童厚生施設については1/3)を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て。)を欄に記入すること。
 (3) 算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。
 (4) C欄には、移行特種別積立金を含めること。
 (5) E欄には、B欄の額とD欄の額を比較して少ない方の額に1/2(児童厚生施設については1/3)を乗じた額を記入すること。
 (6) E欄及び欄～L欄の小計及び計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
 (7) K欄は、E欄の額とM欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。

平成 年度次世代育成支援対策施設整備交付金精算額内訳

設置形態、自治体名

設置主体	施設種別	設置者の 総事業費 A	対象経費の 支出額 B(≦A)	交付金 C	その他 収入額等 D(≧A-C)	差引額 E	交付金 標準額 F	交付金 基準点 G	施設 標準点 H(=F×G)	地域 加算 率 I(=H×8%)	算定額 J(=H+I)× 1,000	交付金 所要額 K	交付金 決定額 L	交付金 交付額 M	交付金 交付額 N	差引額 △不足額 Q(=N-L)	超過額 R(=Q-M)	
																		自治体
	小計																	
自治体以外																		
	小計																	

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
 (2) 交付金算定方法が交付要綱8に示さない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額(対象経費のみ)の合計に1/2(児童厚生施設については1/3)を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て。)を欄に記入すること。
 (3) 算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。
 (4) C欄には、移行特種別積立金を含めること。
 (5) E欄には、B欄の額とD欄の額を比較して少ない方の額に1/2(児童厚生施設については1/3)を乗じた額を記入すること。
 (6) L欄については、自治体の補助相当額(交付金相当の補助及び+)を計上すること。
 (7) E欄及び欄～L欄の小計及び計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
 (8) K欄は、E欄の額とM欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。

事業実績報告書

1 交付金における実施施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 母子生活支援施設については、利用世帯数を記入すること。

2 当該交付金による施設整備に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。）

(ア) 敷地面積 _____m²

(イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）

(ウ) 施設整備の区分（創設、拡張等の別）

(エ) 建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²

(オ) 建物の構造（_____造）

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

(ア) 建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²

(イ) 建物の構造（_____造）

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分（昭和〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他）

(オ) 処分（取りこわし）年月日

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²

(イ) 建物の構造（_____造）

事業実績報告書

1 交付金における実施施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 母子生活支援施設については、利用世帯数を記入すること。

2 当該交付金による施設整備に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。）

(ア) 敷地面積 _____m²

(イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）

(ウ) 施設整備の区分（創設、拡張等の別）

(エ) 建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²

(オ) 建物の構造（_____造）

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

(ア) 建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²

(イ) 建物の構造（_____造）

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分（昭和〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他）

(オ) 処分（取りこわし）年月日

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²

(イ) 建物の構造（_____造）

(2) 支出済事業費総額

ア 主体工事費	_____円
イ 工事事務費	_____円
ウ 小計（本体工事費）	_____円
エ 特殊附帯工事費	_____円
オ 解体撤去工事費及び 仮施設整備工事費	
（解体撤去工事費）	_____円
（仮施設整備工事費）	_____円
カ その他の工事費	_____円
キ 地域交流スペース	_____円
ク 合計	_____円

（注） 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工期間

ア 契約年月日
イ 着工年月日
ウ 竣工年月日
エ 竣工後の事業開始年月日
オ 解体撤去工事関係
（ア）着工年月日
（イ）完了年月日
カ 仮施設工事関係
（ア）工事期間
（イ）仮施設の使用期間

(4) その他参考事項

（添付書類）

- 1 請負いの場合、工事請負契約書の写
直営の場合、支払領収書の写
賃貸借の場合、賃貸借契約書の写（仮施設整備のみ）
- 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写
（建築基準法第7条第5項又は第18条第18項の規定による検査済証）
- 3 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- 4 建物平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図
- 5 建物内外主要部分の写真
- 6 工事契約金額報告書（別紙1-6）

(2) 支出済事業費総額

ア 主体工事費	_____円
イ 工事事務費	_____円
ウ 小計（本体工事費）	_____円
エ 特殊附帯工事費	_____円
オ 解体撤去工事費及び 仮施設整備工事費	
（解体撤去工事費）	_____円
（仮施設整備工事費）	_____円
カ その他の工事費	_____円
キ 地域交流スペース	_____円
ク 合計	_____円

（注） 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工期間

ア 契約年月日
イ 着工年月日
ウ 竣工年月日
エ 竣工後の事業開始年月日
オ 解体撤去工事関係
（ア）着工年月日
（イ）完了年月日
カ 仮施設工事関係
（ア）工事期間
（イ）仮施設の使用期間

(4) その他参考事項

（添付書類）

- 1 請負いの場合、工事請負契約書の写
直営の場合、支払領収書の写
賃貸借の場合、賃貸借契約書の写（仮施設整備のみ）
- 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写
（建築基準法第7条第5項又は第18条第18項の規定による検査済証）
- 3 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- 4 建物平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図
- 5 建物内外主要部分の写真
- 6 工事契約金額報告書（別紙1-5）

別紙 2
様式 1-6

番 号
年 月 日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
市区町村長

社会福祉法人〇〇〇会
理事長 〇〇〇〇

施工業者
株式会社 △△△建設
代表取締役 △△△△

工事契約金額報告書

発注者（委託者）社会福祉法人〇〇〇会と請負者（受託者）株式会社△△△建設は◇◇◇施設建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、交付金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契約年月日	金額
当初〇〇工事請負契約	平成 年 月 日	金 円
〇〇変更（追加）契約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円
設計監理委託契約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円

別紙 3～6 （略）

別紙 2
様式 1-5

番 号
年 月 日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
市区町村長

社会福祉法人〇〇〇会
理事長 〇〇〇〇

施工業者
株式会社 △△△建設
代表取締役 △△△△

工事契約金額報告書

発注者（委託者）社会福祉法人〇〇〇会と請負者（受託者）株式会社△△△建設は◇◇◇施設建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、交付金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契約年月日	金額
当初〇〇工事請負契約	平成 年 月 日	金 円
〇〇変更（追加）契約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円
設計監理委託契約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円

別紙 3～6 （略）

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長 印
市町村長

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。

- 1 整備計画内における施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 _____ 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要交付金等返還相当額）

金 _____ 円

4 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が確認できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長 印
市町村長

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。

- 1 整備計画内における施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 _____ 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要交付金等返還相当額）

金 _____ 円

4 添付書類

3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等